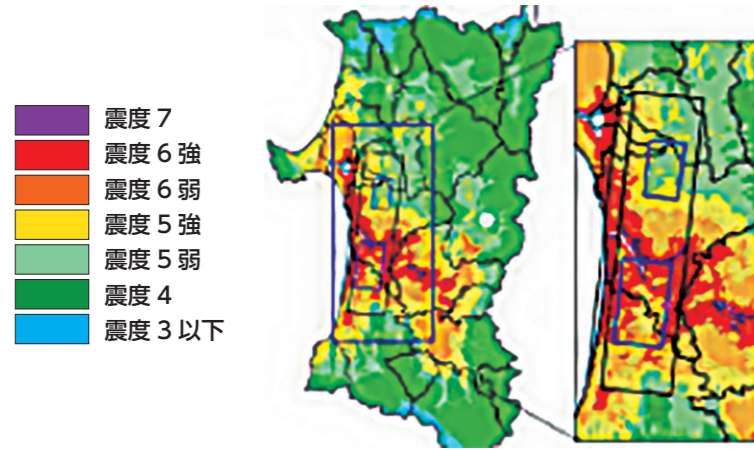


# 秋田県では大きな被害をもたらす大地震の発生が懸念されています

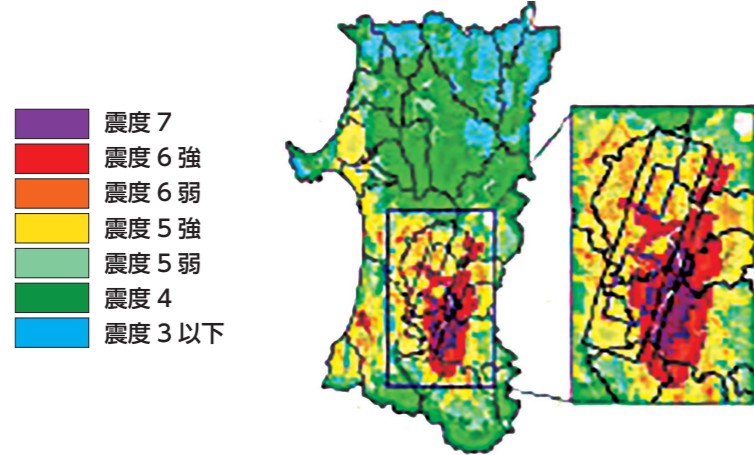
## ■秋田県で発生が懸念されている地震

秋田県では、以下のような地震の発生が懸念されています。また、これらの地震に加えて、まだ、見つかっていない断層もあり、いつどこで大地震が発生してもおかしくありません。

### ①天長地震・北由利断層の連動地震 (M7.8)



### ②秋田仙北地震震源北方・秋田仙北地震の連動地震 (M7.7)



出典：秋田県「秋田県地震・津波被害想定調査報告書」(平成26年8月)  
 秋田県 <http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/1377750769093/files/houkokusyoo.pdf> (アクセス日：2015-03-04)

## 【参考】秋田県に被害を及ぼした主な地震

発生日月	地域(名称)	マグニチュード	被害状況
2011.3.11	(平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震)	9.0	負傷者11人(平成27年3月11日現在、警察庁調べ)。
2008.7.24	岩手県中部(岩手県沿岸北部)	6.8	負傷者4人
2008.6.14	(平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震)	7.2	行方不明2人、負傷者21人
2003.5.26	宮城県沖	7.2	負傷者6人
1999.8.11	秋田・宮城県境	5.9	雄勝町で住家の一部破損9棟、農地及び農業用施設3箇所、国道の法面崩落・路肩陥没29箇所などの被害
1983.5.26	(昭和58年(1983年)日本海中部地震)	7.7	津波と強い揺れによる被害。死者83人、負傷者107人、建物全壊757棟、同流失52棟

出典：地震調査研究推進本部の資料をもとに作成

## 地震危険補償の対象

秋田県内にある普通火災共済契約または総合火災共済契約が締結されている建物(併用住宅は除く)または機械・設備・什器等

ただし、建築基準法の新耐震基準を満たす(昭和56年以降に建設された)建物に限ります

## 共済金をお支払いする場合



- (1) 地震火災(地震後に発生した火災による焼損)
- (2) 地震損壊(地震による建物・収容動産等の破損)
- (3) 地震埋没(地震による土地の液状化等により受けた損害)
- (4) 地震破裂(地震による破裂で火災に至らないもの)
- (5) 地震爆発(地震による爆発で火災に至らないもの)
- (6) 地震水災(地震後の津波、河川による氾濫等の損害)

## ご契約の方式および契約限度額

地震危険補償共済における契約限度額は、火災共済価額の10%または20%以内で300万円限度(1構内限度額300万円)



※1 事故および1年度内でお支払いする本共済による共済金の合計は秋田県で10億円を限度とします。また、東北6県(青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県)および北海道7道県合算で20億円を限度とします。

## 共済価額 10万円の年間掛金

引受割合	構造区分	火災共済契約における共済価額	
		1,000万円以下	1,000万円超3,000万円以下
10%	1級	80円	121円
	2級	116円	175円
	3級	230円	359円
20%	1級	111円	163円
	2級	158円	235円
	3級	315円	480円

【構造区分】1級：コンクリート造建物、コンクリートブロック造建物、れんが造建物、石造建物、耐火被覆鉄骨造建物、耐火建築物  
 2級：鉄骨造建物、準耐火建築物、省令準耐火建物  
 3級：1級および2級に該当しない建物